

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りの

大分県民、事業者の みなさまへ

新型コロナウイルス感染症の影響でお困りのみなさまに県の支援策等を有効に活用していただけるよう、内容や問い合わせ先をとりまとめましたので、お役立てください。



重要

助成金・補助金等の情報は日々更新されます。
各問い合わせ先に詳細をご確認くださいようお願い致します。



新型コロナウイルス相談窓口(24時間対応)

097-506-2775



事業者向け相談窓口(平日8:30~17:15)

0120-936-692

大分県

(令和2年6月3日現在)

目 次

個人向けの支援

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること…… 1
2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること…… 4
3. 雇用や就職への不安に関すること…………… 7
4. 教育に関すること…………… 8

企業・事業者向けの支援

5. 経営に関すること…………… 10
6. 飲食業・宿泊業などに関すること…………… 14
7. 製造業に関すること…………… 15
8. 農林水産業に関すること…………… 16

その他の支援

9. ボランティア活動に関すること…………… 20
10. 税、国民健康保険などに関すること…………… 21
11. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること…… 22

- さらに詳しい内容や不明な点は、各連絡先にお尋ねください。
- その他、関連情報についても、
大分県ホームページ
「新型コロナウイルスに関するお知らせ」
に掲載しておりますので、ご活用ください。



(個人向けの支援)

1. 生活・住宅・消費・外国人などに関すること

項目	事業内容	連絡先
1-1	<p>特別定額給付金</p> <p>住民基本台帳（令和2年4月27日現在）に基づき、一人当たり一律10万円がお住まいの市町村から給付されます。</p>	<p>お住まいの市町村 ○総務省コールセンター TEL：0120-260020 (9:00～18:30)</p>
1-2	<p>生活福祉資金（貸付）</p> <p>○緊急小口資金の特例貸付 収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯への無利子貸付 【貸付額】20万円以内 【返済期間】2年以内（据置1年以内） 【保証人】不要 【申込先】市町村社会福祉協議会（郵送又は窓口） 労働金庫（郵送） 取扱郵便局（5/28～県内20の郵便局窓口）</p> <p>○総合支援資金の特例貸付 収入減少により、日常生活の維持が困難となっている世帯に、生活再建までの間に必要な費用を無利子貸付 【貸付額】2人以上：月20万円以内 単 身：月15万円以内 【貸付期間】3か月以内（12か月まで延長可） 【返済期間】10年以内（据置1年以内） 【保証人】不要 【申込先】市町村社会福祉協議会（郵送又は窓口）</p> <p>※随時受付中（2～3日程度で貸付）</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会 にお問い合わせください。</p> <p>○厚生労働省コールセンター TEL：0120-46-1999 (9:00～21:00)</p>
1-3	<p>住居確保給付金</p> <p>休業等によって収入が減少し、住居を失った又はそのおそれがある場合、家賃相当額を家主に給付します。 【対象者】 (1) 離職、廃業後2年以内の方 (2) 4/20以降、離職や廃業と同様の状況にある方 ※世帯収入合計額等の要件あり 【給付額】賃貸住宅の家賃（上限額あり） 【給付期間】3か月以内（9か月まで延長可）</p> <p>※随時受付中 窓口申請のほか、郵送による申請も可です。</p>	<p>住所地の市町村社会福祉協議会 にお問い合わせください。 （ただし、津久見市及び豊後高田市は各市役所が窓口です）</p> <p>○厚生労働省コールセンター TEL:0120-23-5572 (9:00～21:00)</p>
1-4	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方に貸付を行います。</p> <p>○生活資金（生活安定期間） 【対象者】ひとり親となって7年未満の方 【貸付額】 生計中心者：月額上限105,000円 生計中心者以外の者：月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p> <p>○生活資金（失業貸付期間） 【対象者】失業中のひとり親の方 【貸付額】 生計中心者：月額上限105,000円 生計中心者以外の者：月額上限70,000円 ※3ヶ月を限度とした一括貸付の場合上限315,000円</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課に お問い合わせください。</p>
1-5	<p>母子父子寡婦福祉資金貸付の償還猶予</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により、収入に相当の減少があった方は、償還の猶予を受けることができます。</p> <p>【対象者】 母子父子寡婦福祉資金の貸付を受け、現在、償還を行っている方、又は近々償還が開始される方</p>	<p>お住まいの市町村福祉担当課に お問い合わせください。</p>

項目	事業内容	連絡先
1-6	生活にお困りの方の相談	各市町村の相談窓口である自立相談支援機関では、仕事や生活に困っていらっしゃる方からのご相談を受け、お一人おひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員があなたに寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。
1-7	ひとり親の方で生活にお困りの場合の相談	新型コロナウイルス感染症の影響により、「収入が減った、働き先を探したい」など、お困りのひとり親家庭の相談窓口を設置しています。まずは電話でお問い合わせください。 大分県母子寡婦福祉連合会又はお住まいの市町村福祉担当課にお問い合わせください。 ○大分県母子寡婦福祉連合会 TEL：097-552-3313 (火～金曜日：8:30～18:00、月、日曜日：8:30～17:00) ※7月からはLINEでも相談ができるようにする予定です。
1-8	県営住宅家賃の減免等	収入が減少し、やむを得ず家賃が支払えない入居者について、家賃減免・徴収猶予を受けられる場合があります。 ○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684 ○大分県住宅供給公社(電話) ・県営住宅管理課：097-532-5137 ・別府駐在所：0977-66-7300 ・杵築市住宅管理センター：0978-63-0050 ・県南駐在所：0972-22-3190 ・豊後大野・公営住宅管理センター：0974-22-1740 ・竹田市住宅管理センター：0974-63-4400 ・日田駐在所：0973-23-2480 ・県北駐在所：0979-22-2365
1-9	県営住宅の提供	新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う解雇等により、現在居住している住宅からの退居を余儀なくされる(された)方が、一時的なお住まいとして使用していただけるよう県営住宅を提供します。 ○大分県土木建築部公営住宅室 TEL：097-506-4684 ○大分県住宅供給公社 県営住宅管理課 TEL：097-532-5137
1-10	消費生活相談	◆大分県消費生活センター(消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」) 所在地：大分市東春日町1番1号 NS大分ビル1階 専用電話：097-534-0999 (平日9:00～17:30) (特別相談：日曜日13:00～16:00 ただし第3・年末日曜日を除く) ◆消費者ホットライン「188」 (いやや)に電話すると、お近くの消費生活相談窓口をご案内します。
1-11	外国人総合相談センター	◆相談窓口 (公財)大分県芸術文化スポーツ振興財団(おおいた国際交流プラザ内) TEL：097-529-7119 Email：oisc@emo.or.jp (10:00～17:00 日曜、祝日、iichiko総合文化センター休館日及び年末年始を除く) 県内に暮らす外国人やその関係者等に対して多言語で相談に対応しています。 【相談方法】窓口、電話、メール 【相談対応者】センター職員のほか、必要に応じて、行政書士などの専門家と連携して対応します。 【対応言語】多言語コールセンターなどを活用し、英語、中国語、韓国語、ベトナム語、インドネシア語など17言語



項目	事業内容	連絡先
1-12	<p>留学生向け資金貸付制度</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト機会の減少等により収入が減少した留学生の方に、生活資金の貸付を行います。</p> <p>○留学生生活資金（コロナ禍特例） 【対象】 大学コンソーシアムおおいたに加盟する留学生 【貸付額】 10万円、無利子 【据置期間】 6ヶ月 【保証人】 令和2年度に限り各大学等の推薦状などで対応可能</p>	<p>○NPO法人大学コンソーシアムおおいた TEL : 097-578-7400 Email : info@ucon-oita.jp (10:00~18:00、土・日・祝日及びホルトホール休館日を除く)</p> 
1-13	<p>託児サービス</p> <p>子育て中の女性を対象にハローワーク等での求職活動等を支援するため、無料託児を実施します。</p> <p>【実施日時】 平日 9:30~16:30 ただし、祝日、12/29~1/3を除く 【場所】 大分県消費生活・男女共同参画プラザ 大分市東春日町1番1号NS大分ビル1階 【託児対象】 満1歳以上から就学前のお子さん 【定員】 5名まで</p>	<p>○大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 TEL : 097-534-2039 (平日9:30~16:30)</p> <p>※大分市以外の託児サービス 以下のURLが窓口です (10市町村16施設) URL : https://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/takuji-ichijiazukari.html</p> 

(個人向けの支援)

2. 心のケア・DV・児童虐待などに関すること

項目	事業内容	連絡先
2-1	心のケア	◆相談窓口 大分県こころとからだの相談支援センター(精神保健福祉センター) TEL : 097-541-6290 (平日8:30~12:00, 13:00~17:00)
2-2	教育相談電話	◆相談窓口 ○大分県教育センター教育相談部 TEL : 097-503-8987(相談専用) (平日9:00~16:00) ○学校安全・安心支援課 TEL : 097-506-5546・5547 (平日9:00~17:00) ◆24時間受付窓口 ○大分県教育センター教育相談部メール相談 Email :  oita-edu-c.soudan@pref.oita.lg.jp ○24時間子どもSOSダイヤル TEL : 0120-0-78310 ○ネットいじめ相談 Email :  no-ijime@pref.oita.lg.jp
2-3	人権への配慮といじめ防止への対応(児童・生徒向け)	◆相談窓口 ○人権教育・部落差別解消推進課 TEL : 097-506-5554 FAX : 097-506-1799 Email :  a31910@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) ○学校安全・安心支援課 TEL : 097-506-5546・5547 (平日9:00~17:00) ◆24時間受付窓口 ○24時間子どもSOSダイヤル TEL : 0120-0-78310 ○ネットいじめ相談 Email :  no-ijime@pref.oita.lg.jp
2-4	スクールカウンセラーによる心の健康相談等	在籍の学校にお問い合わせください。

項目	事業内容	連絡先
2-5 DV相談	<p>新型コロナウイルス感染拡大に伴い、外出自粛や休業などが行われている中、生活不安・ストレスにより、配偶者等からの暴力（DV）の増加や深刻化が懸念されております。DVは重大な人権侵害です。ひとりで悩まず、右記の相談窓口にご相談ください。</p> <p>また、内閣府において「DV相談+（プラス）」（電話：0120-279-889）が開始されました。電話相談のほか、SNS・メール、外国語での相談が可能です。</p>	<p>◆夫・パートナーからの暴力については ○配偶者暴力相談支援センター（婦人相談所） TEL：097-544-3900 （月～金9:00～21:00、土日祝13:00～17:00、18:00～21:00） ○配偶者暴力相談支援センター（大分県消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」） TEL：097-534-8874 （平日9:00～16:30） ◆夫・パートナーからの暴力、ストーカー等の相談については ○大分県警察本部広報課 警察安全相談 短縮ダイヤル「#9110」 TEL：097-534-9110 （平日9:00～17:45） ※最寄りの各警察署でも相談できます。</p>
2-6 児童虐待相談	<p>虐待を受けたと思われる子どもを発見した時、子どもを虐待してしまいそうな時などは、全国共通ダイヤル「189」（通話料無料）にお電話ください。お近くの児童相談所につながります。</p>	<p>◆児童相談所 ○中央児童相談所 TEL：097-544-2016 FAX：097-546-1399 ○中津児童相談所 TEL：0979-22-2025 FAX：0979-23-5935 ※児童虐待など緊急の場合は、24時間受け付けています。</p>
2-7 子育て相談	<p>子育ての不安や悩みなど、子育てに関するあらゆる相談を受け付けています。</p>	<p>○いつでも子育てほっとライン TEL：0120-462-110 （24時間365日受付）</p>
2-8 妊娠に関する相談	<p>大分県では一般社団法人大分県助産師会に委託し、妊娠の悩み相談窓口「おおいた妊娠ヘルプセンター」で相談を受け付けています。</p> <p>●こんなときはご相談ください。 ※秘密は堅く守ります。 思いがけない妊娠の悩み、出産の悩み、新型コロナウイルス感染症に関する妊娠の不安 等</p>	<p>○おおいた妊娠ヘルプセンター（一般社団法人大分県助産師会） TEL：0120-241-783 Email：ninsin-783@sage.ocn.ne.jp （水～日 11:30～19:00）</p> 
2-9 性暴力被害相談	<p>おおいた性暴力救援センター・すみれは、性暴力被害にあわれた方への総合的な支援を行う機関です。専任の相談員による電話やメール、面接での相談のほか、被害にあわれた方の意思を尊重しながら、医療やカウンセリング、弁護士法律相談など必要な支援につなげていきます。</p> <p>だれにも相談できずに、悩んでいませんか？ あなたは何も悪くありません。 ひとりで抱え込まないでわたしたちにご相談ください。</p> <p>●相談は無料です ●秘密は守られますので、安心してご相談ください ●男性の被害者の方のご相談もお受けします</p>	<p>○おおいた性暴力救援センター・すみれ TEL：097-532-0330 （平日9:00～20:00） URL：https://oita-sumire.jp/</p>  <p>※メール相談は上記URLの相談フォームから受け付けています。</p> <p>○警察本部性犯罪被害相談電話 TEL：#8103(097-536-7183)</p>

項目	事業内容	連絡先
2-10 人権相談	新型コロナウイルス感染症に関連する不当な偏見、差別、いじめ等の被害に遭ったなど人権に関することでお悩みの方はご相談ください。	<p>◆人権尊重・部落差別解消推進課 TEL : 097-506-3172 (平日8:30~17:15) Email : a13710@pref.oita.lg.jp</p>  <p>※Emailでの相談の場合、相談を受けてからお答えするまで多少日数を要する場合があります。</p>
2-11 男女共同参画相談	<p>大分県では、男女がともに自分らしく生きていく、男女共同参画社会の実現を目指しています。</p> <p>県民の皆さんが抱える様々な問題や悩みの解決に向け、気持ちや考え方の整理のお手伝いや情報提供をします。</p>	<p>大分県消費生活・男女共同参画プラザ《アイネス》</p> <p>○女性総合相談 TEL : 097-534-8874 ○男性総合相談 TEL : 097-534-8614 ○県民相談 TEL : 097-534-9291 (平日9:00~16:30)</p>

(個人向けの支援)

3. 雇用や就職への不安に関すること

項目	事業内容	連絡先
3-1 労働に関する相談	雇用の不安などに大分県労政・相談情報センターの職員が対応します。	○大分県労政・相談情報センター (県商工労働部雇用労働政策課内) TEL:0120-601-540(固定電話) TEL:097-532-3040(スマホ・携帯) (平日8:30~17:15)

(個人向けの支援)

4. 教育に関すること

項目	事業内容	連絡先
4-1 授業料の減免(県立高等学校)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、県立高等学校授業料が減免される場合があります。 ※高等学校就学支援金を受給している場合は、対象となりません。	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5423 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-2 高等学校等就学支援金	県立高等学校に通う所得等要件(※)を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。 (※) 判定基準 ・令和2年6月分までは、道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が50万7,000円未満(年収910万円未満程度) ・令和2年7月分以降は、市町村民税の課税標準額×6%-市町村民税の調整控除の額の合算額が30万4,200円未満	在籍の県立高校事務室又は教育財務課 ○教育財務課 TEL : 097-506-5447 FAX : 097-506-1792 Email : a31120@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-3 定時制通信制教科書給付	県立高等学校の定時制・通信制課程で学ぶ勤労青少年の経済的負担軽減のために行う教科書等の購入費給付について、給付対象者の要件「有職生徒のうち、当該年度において90日以上勤務実績のある者又は見込まれる者」の勤務実績日数に新型コロナウイルス感染症の影響で勤務できなかった日数を含めることができます。	在籍の県立高校事務室又は高校教育課 ○高校教育課 TEL : 097-506-5601 FAX : 097-506-1796 Email : a31210@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-4 大分県高等学校等奨学金(緊急採用)	新型コロナウイルス感染症の影響で、休業、離職、会社の倒産、売上の減少等により家計が急変し、就学困難となった高等学校等の生徒を対象に奨学資金の緊急貸与を行います。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 
4-5 高校生等奨学給付金の対象枠の拡大・申請期間の延長	新型コロナウイルス感染症等の影響で、保護者の失業等により家計が急変し、住民税非課税相当となった世帯を対象に奨学のための給付金を給付します。また、高校生等奨学給付金の申請書類の提出が期限に間に合わない場合についても柔軟に対応します。	私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3078 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15)
4-6 大分県高等学校等奨学金の返還猶予	新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、奨学金の返還が困難になった方は返還の猶予を受けることができます。猶予期間は最大1年間です。猶予期間の終了時の状況に応じては、再度申請することができます。	○大分県奨学会 TEL : 097-506-5620 FAX : 097-533-7484 Email : syogaku@po.d-b.ne.jp (平日8:30~17:15) 

項目	事業内容	連絡先
4-7 授業料の減免 (私立高等学校)	県内の私立高等学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、住民税非課税世帯相当の収入となり授業料の納付が困難となった生徒について、授業料が減免される場合があります。	各私立高等学校へお問い合わせください。
4-8 授業料等の減免 (高等教育機関)	大学・短大・高等専門学校・専門学校において、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業、離職、売上の減少等により収入が著しく減少し、授業料の納付が困難となった世帯の生徒について、授業料等が減免される場合があります。	各学校へお問い合わせください。
4-9 私費外国人留学生 奨学金	大分県内の大学等に在籍する学業、人物がともに優れた私費外国人留学生で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計の急変やアルバイト収入減となり、就学の継続が危ぶまれる留学生の方を対象に、奨学金の支給を行います。	各学校へお問い合わせください。
4-10 高等学校等就学支 援金(私立高等学 校等)	私立高等学校等に通う所得等要件を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため支給される就学支援金について、新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒・保護者等からの申請書類の提出が遅れても遡って認定を行うなど柔軟に対応します。	○私学振興・青少年課 TEL : 097-506-3073 FAX : 097-506-1745 Email : a13255@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
4-11 保育士養成施設修 学資金貸付	現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による保護者の収入の減少等により、新たに修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。	○大分県社会福祉協議会 福祉資金部 TEL : 097-515-7771 FAX : 097-515-7772 URL : http://www.oitakensyakyo.jp/ (平日8:30~17:15) 
4-12 学校休業中におけ る家庭学習	休業中は学習に遅れが生じることがないように、e-ラーニング教材等のICTを活用した学習支援や教員による授業動画作成、学習プリントによる支援などにより対応します。また、大分県教育委員会のホームページに、「子どもたちの学びを支援します！(デジタル教材等のリンク集)」や「小学校新1年生向け！おうちでできる『学びのメニュー』」等を掲載し対応します。 ・子どもたちの学びを支援します！ (デジタル教材等のリンク集) https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/manabi-portal2.html  ・小学校新1年生向け！おうちでできる『学びのメニュー』 https://www.pref.oita.jp/site/kyoiku/home-start.html 	各市町村教育委員会へお問い合わせください。 ○義務教育課 TEL : 097-506-5534 (平日8:30~17:15)

(企業・事業者向けの支援)

5. 経営に関すること

項目	事業内容	連絡先
5-1 企業相談及び労働相談	<p>大分労働局では【1】～【3】、厚生労働省では【4】【5】のとおり新型コロナウイルス感染症にかかる相談を受け付けています。</p> <p>【1】 大分労働局雇用環境・均等室 総合労働相談コーナー (事業主) ・ 労務管理 (賃金の支払、解雇、休業手当) ・ 労働者の健康に関する相談</p> <p>【2】 大分労働基準監督署 総合労働相談コーナー (労働者) ・ 賃金、休業手当など労働条件に関する相談 ・ 退職、解雇、労働条件引き下げに関する相談</p> <p>【3】 大分労働局 大分助成金センター ・ 新型コロナウイルス感染症の影響による雇用調整助成金に関する相談</p> <p>【4】 コールセンター (相談内容) 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金</p> <p>【5】 コールセンター (相談内容) 個人向け緊急小口資金等特例貸付</p>	<p>【1】 に関すること ○大分労働局 TEL : 097-536-0110 (平日8:30～17:15)</p> <p>【2】 に関すること ○大分労働基準監督署 TEL : 097-535-1512 (平日8:30～17:15)</p> <p>【3】 に関すること ○大分労働局大分助成金センター TEL : 097-535-2100 (平日8:30～17:15)</p> <p>【4】 に関すること ○厚生労働省 TEL : 0120-60-3999 (9:00～21:00)</p> <p>【5】 に関すること ○厚生労働省 TEL : 0120-46-1999 (9:00～21:00)</p>
5-2 経営・金融相談	<p>新型コロナウイルス感染症の流行に伴う経営・金融相談窓口を設置しています。 1/31～7/31 経営創造・金融課内</p>	<p>○経営創造・金融課 TEL : 097-506-3223 (経営) TEL : 097-506-3226 (金融) (平日9:00～17:00)</p>
5-3 事業者向け相談センター	<p>県民への自粛要請により影響を受ける事業者の不安を払拭するため、事業者向けの相談センター設置しています。</p>	<p>○大分県自粛及び施設の使用停止要請に伴う事業者向け相談窓口 (コールセンター) TEL : 0120-936-692 (平日8:30～17:15)</p>
5-4 生活福祉資金 (個人向け緊急小口融資)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少がある個人事業主に貸付けを行います。</p> <p><貸付限度額>20万円 <返済期間>2年(うち据置1年)以内 <利率>無利子</p>	<p>各市町村社会福祉協議会</p>
5-5 無利子・無担保融資 (新型コロナウイルス感染症特別貸付)	<p>最近1ヶ月の売上が前年比等で5%以上減少している中小企業者に融資します。</p> <p><融資限度額>小規模6,000万円 中小3億円 <返済期間>15年(うち据置5年)以内 <利率>当初3年間は無利子(4年目から基準金利)</p>	<p>○日本政策金融公庫 大分支店 TEL : 097-535-0331 (小規模) TEL : 097-532-4106 (中小) 別府支店 TEL : 0977-25-1151</p>
5-6 マル経融資(新型コロナウイルス対策マル経)	<p>最近1ヶ月の売上が前年比で5%以上減少している小規模事業者者に融資します。</p> <p><融資限度額>1,000万円 <返済期間>7年(うち据置3年)以内 <利率>当初3年間は無利子(4年目から経営改善利率)</p>	<p>○日本政策金融公庫 大分支店 TEL : 097-535-0331 (小規模) TEL : 097-532-4106 (中小) 別府支店 TEL : 0977-25-1151 ○最寄りの商工会・商工会議所</p>

項目	事業内容	連絡先
5-7 信用保証付き無利子融資（がんばろう！おおいた資金繰り応援資金）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に売上高が減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が無利子・無担保で融資します。</p> <p><対象> ①セーフティネット保証4号または危機関連保証の認定を市町村から受けた中小・小規模事業者 ②セーフティネット保証5号の認定を市町村から受けた者で、中小・小規模事業者にあつては売上高前年同月比15%以上減少した者 ※風俗事業者は対象外 パチンコ店は5月上旬から対象 <融資限度額>3,000万円 <返済期間>10年（うち据置5年）以内 <利率>当初3年間は無利子（4年目から1.3%）</p>	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関
5-8 信用保証付き融資（新型コロナウイルス感染症対策特別資金）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に売上高が減少している中小・小規模事業者に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象>次のいずれも満たす中小・小規模事業者 ①県内で同一の事業を継続して6ヶ月以上行っている ②新型コロナウイルス感染症に起因して最近1ヶ月の売上高が前年同月比3%以上減少している ※風俗事業者は対象外 パチンコ店は5月上旬から対象 <融資限度額>1.6億円 <返済期間>10年（うち据置2年）以内 <利率>1.3% ※セーフティネット保証または危機関連保証の認定を市町村から受けた場合は保証料率0%</p>	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関
5-9 信用保証付き融資（新型コロナウイルス感染症緊急対策ベンチャー向け特別資金）	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、一時的に売上高が減少しているベンチャー企業に対し、信用保証協会の保証付きで民間金融機関が低利で融資します。</p> <p><対象> 県内で成長を志向し、加速度的な事業展開を行い、平成27年度以降にベンチャーキャピタルから出資を受けているもののうち、以下のいずれかに該当するもの ①ビジネスグランプリ受賞者 ②湯けむりアクセラレーションプログラム参加者 ③大学発ベンチャー創出参加事業参加者 <融資限度額>1.6億円 <返済期間>10年（うち据置2年）以内 <利率>1.3% ※セーフティネット保証または危機関連保証の認定を市町村から受けた場合は保証料率0%</p>	大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫などの民間金融機関
5-10 持続化給付金	<p>感染症拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金を支給します。 （上限：法人200万円、個人事業者等100万円）</p>	<p>○経済産業省 持続化給付金事業コールセンター TEL：0120-115-570 受付： [5.6月]8:30～19:00 [7月]8:30～19:00 土・祝日除く [8月～]8:30～17:00 土・祝日除く</p>

項目	事業内容	連絡先
5-11 雇用調整助成金 (特例措置)	<p>経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業、教育訓練又は出向を行い、労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。</p> <p>助成率：中小企業4/5（解雇を行わない場合9/10） 大企業 2/3（解雇を行わない場合3/4） 上限額：1日当たり 8,330円/人・日 教育訓練する場合の加算：中小企業2,400円/人・日 大企業 1,800円/人・日</p> <p>大分県では、雇用調整助成金の申請にあたり小規模事業者等を支援するため、雇用維持支援センターを設置しています。</p>	<p>【厚生労働省】 ○大分労働局 大分助成金センター TEL：097-535-2100 (平日8:30～17:15)</p> <p>○学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター TEL：0120-60-3999 (9:00～21:00)</p> <p>○大分県雇用維持支援センター TEL：0120-575-626 (平日9:30～16:30)</p>
5-12 小学校等の臨時休業に伴う 保護者の休暇取得支援 (労働者に休暇を取得させた事業者向け)	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業（R2.4.1～R2.6.30の間）のため、保護者である労働者が、労働基準法上の年次有給休暇とは別の有給休暇を取得させた企業に対して、休暇中に支払った賃金相当額を助成します。(補助率10/10、上限8,330円/日・人)</p>	<p>【厚生労働省】 ○学校等休業助成金・支援金等 コールセンター TEL：0120-60-3999 (9:00～21:00)</p> <p>○大分労働局雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025</p>
5-13 小学校等の臨時休業に対応する保護者支援 (委託を受けて個人で仕事をする方向け)	<p>新型コロナウイルスに関する小学校等の臨時休業（R2.4.1～R2.6.30の間）のため、委託を受けて個人で仕事をする保護者等が、契約した仕事ができなくなった場合、就業できなかった日について支援します。(1日当り4,100円/日・人(定額))</p>	<p>【厚生労働省】 ○学校等休業助成金・支援金等 コールセンター TEL：0120 - 60 - 3999 (9:00～21:00)</p> <p>○大分労働局雇用環境・均等室 TEL：097-532-4025</p>
5-14 働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)	<p>新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入した中小企業事業主等に対して、テレワーク用通信機器の導入等に係る経費について助成します。(補助率最大3/4、上限額最大3,000千円)</p>	<p>【厚生労働省委託事業】 テレワーク相談センター TEL：0120-91-6479 (平日9:00～17:00)</p>
5-15 大分県中小企業・小規模事業者応援金 6月3日追加	<p>売上げが減少しながらも事業の継続、雇用の維持や「新しい生活様式」の実践に取り組む県内の法人や個人事業者に応援金を給付します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス関連の制度資金等の融資を受けた者：法人30万円、個人事業者15万円 ・令和2年1月1日以降に創業した事業者のうち、小規模持続化補助金等の採択を受けた者：15万円 <p>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</p>	<p>○商工観光労働企画課 TEL：097-506-3215 ※近日中にコールセンターを開設予定</p>

項目	事業内容	連絡先
5-16 災害時小規模事業者等持続化支援事業	<p>国が実施する小規模事業者等持続化補助金に県が上乘せ補助します。</p> <p>①小規模事業者 【対象】国の小規模事業者等持続化補助金の交付決定を受けた者のうち、新型コロナウイルスの優先的採択を受けた小規模事業者又はコロナ特別対応型の採択を受けた小規模事業者 【補助率】5/6（国2/3、県1/6、事業者負担1/6） 【補助上限】62.5万円（国50万円、県12.5万円） 125万円（国100万円、県25万円）※コロナ特別対応型の場合</p> <p>②中小企業 【対象】①と同等の要件を満たす中小企業うち、感染症に対する事業継続計画（BCP）を策定した事業者 【補助率】2/3（県2/3、事業者負担1/3） 【補助上限】50万円 100万円 ※コロナ特別対応型の場合</p>	<p>○商工観光労働企画課 TEL：097-506-3218 （平日8:30～17:15）</p>
5-17 工業用水道料金に関する相談（納付期限延長・分割納付）	<p>大分工業用水道の使用料金について、納付期限の延長と分割納付の相談等料金に関する相談を受け付けています。</p> <p>◆納付期限延長・分割納付 支払いが一時的に困難となっている事業者については、使用料金の納付期限延長や分割納付をすることができます。 〈対象料金〉令和2年4月～7月分 〈延長期間〉各月の納付期限から最長4ヶ月 〈分割納付〉最大4回まで分割納付可能</p> 	<p>○企業局総務課 TEL：097-534-1005 FAX：097-532-5523 Email:a70300@pref.oita.lg.jp （平日8:30～17:15）</p>
5-18 動物に関する相談	<p>動物取扱業者やペット飼養者からの相談を受け付けます。</p>	<p>○食品・生活衛生課 TEL：097-506-3054 FAX：097-506-1743 Email：a13910@pref.oita.lg.jp （平日8:30～17:15） ○動物愛護センター TEL：097-588-1122 FAX：097-588-2211 （平日8:30～17:15） ○西部・北部保健所</p> 
5-18 NPO等の運営	<p>NPO等の運営、事業報告、NPO法人の設立等に関する相談を受け付けています。</p>	<p>○消費生活・男女共同参画プラザ「アイネス」 TEL：097-534-2052 （平日8:30～17:15） ○おおいたボランティア・NPOセンター TEL：097-555-9770 FAX：097-555-9771 Email：npoinfo@onpo.jp （平日9:00～17:00）</p> 

(企業・事業者向けの支援)

6. 飲食業・宿泊業などに関すること

項目	事業内容	連絡先
6-1 飲食店を通じた感染拡大防止対策事業	新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、飲食店の商品を配達等により応援する団体等に対し助成するとともに、飲食店のクラウドファンディングを活用した取り組み等を支援します。 【内容】 ・クラウドファンディングを活用して飲食店を応援する団体に対する伴走支援 ・上記以外で飲食店を応援する団体に対する支援 【支援額】 ・上限80万円（補助率10/10）	○商業・サービス業振興課 TEL：097-506-3289 （平日8:30～17:15）
6-2 生活衛生に関する相談	宿泊業、理美容、クリーニング、公衆浴場等にかかる衛生面の相談を受け付けます。	○食品・生活衛生課 TEL：097-506-3055 FAX：097-506-1743 Email：a13910@pref.oita.lg.jp （平日8:30～17:15） ○最寄りの保健所 
6-3 食品衛生に関する相談	飲食店、食品製造業等にかかる衛生面の相談を受け付けます。	○食品・生活衛生課 TEL：097-506-3056 FAX：097-506-1743 Email：a13910@pref.oita.lg.jp （平日8:30～17:15） ○最寄りの保健所 

(企業・事業者向けの支援)

7. 製造業に関すること

項目	事業内容	連絡先
7-1 6月3日追加	直近1ヶ月の売上げが減少した県内ものづくり中小企業を支援するため、事業再興計画を策定し、新規分野への挑戦や新規の顧客獲得に取り組む経費に対し助成します。 【補助率】 一般枠（前年比10%以上減少）3/4 特別枠（前年比15%以上減少）5/6 【限度額】 500万円 うち設備投資は500万円 研究開発は300万円 販路開拓は200万円 <u>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</u>	○工業振興課 TEL：097-506-3267

(企業・事業者向けの支援)

8. 農林水産業に関すること

項目	事業内容	連絡先
8-1 無利子・無担保 貸付事業 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農林漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】 農林漁業セーフティネット資金 【使 途】 長期運転資金 【対象者】 認定農業者、主業農林漁業者、認定新規就農者等 【限度額】 1,200万円 ※特認あり 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 ※林業は10年(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
8-2 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた認定農業者の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】 農業経営基盤強化資金(スーパーL資金) 【使 途】 設備資金、長期運転資金 【対象者】 認定農業者 【限度額】 個人3億円、法人10億円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
8-3 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】 経営体育成強化資金 【使 途】 長期運転資金、設備資金、借換資金 【対象者】 主業農業者、認定新規就農者 【限度額】 個人1.5億円、法人5億円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化(6年目以降は貸付開始時の金利を適用)	○日本政策金融公庫大分支店 農林水産事業 TEL : 097-532-8491 FAX : 097-532-8484 (平日9:00~17:00)
8-4 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】 農業近代化資金 【使 途】 設備資金、長期運転資金 【対象者】 認定農業者、認定新規就農者、主業農業者、集落営農組織等 【限度額】 個人1,800万円、法人2億円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化(6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
8-5 無利子・無担保 貸付事業 (農業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた農業者等の経営再建に必要な資金を融資します。 【資金名】 農業経営負担軽減支援資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 負債の償還が困難な農業者 【限度額】 営農負債残高 【利 率】 貸付当初5年間無利子化(6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除	○各農協 ○その他金融機関
8-6 無利子・無担保 貸付事業 (林業)	新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた林業者等の経営維持・再建のための資金繰りを支援します。 【事業名】 林業施設整備等利子助成事業 【使 途】 借換資金 【対象者】 新型コロナウイルスの影響を受けた一定の要件を満たす林業者※ 【限度額】 3億円又は借換えに必要な資金のいずれか低い額※ ※民間資金借換えの場合 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 【保証料】 貸付当初5年間免除	○各金融機関

項目	事業内容	連絡先
8-7 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営の維持安定に必要な資金を融資します。 【資金名】 漁業近代化資金 【使 途】 長期運転資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 養殖漁業者3.6億円、その他個人9,000万円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除	○各漁協 ○農林中央金庫大分支店
8-8 無利子・無担保 貸付事業 (水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた漁業者等の経営再建に必要な資金を融資します。 【資金名】 漁業経営維持安定資金 【使 途】 借換資金 【対象者】 漁業者、漁業法人等 【限度額】 漁船漁業・養殖業・定置漁業(小型)4,000万円 定置漁業(大型)8,000万円 【利 率】 貸付当初5年間無利子化 (6年目以降は貸付開始時の金利を適用) 【保証料】 貸付当初5年間分免除	○各漁協 ○農林中央金庫大分支店 ○その他金融機関
8-9 6月3日追加	新型コロナウイルス感染症の影響を受けている県内食品製造事業者が行う新規需要への対応に必要な機器整備等に要する経費を助成します。 【対象】 県内農林水産業者との連携に取り組んでいる県内食品製造事業者(従業員4名以上) 【対象経費】 新規需要の開拓に向けた新商品等の製造に必要な機器整備に係わる経費 【補助対象事業費】 15,000千円～50,000千円 【補助率】 2/3 <u>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</u>	○おおいたブランド推進課 TEL : 097-506-3627 FAX : 097-506-1761 Email : a15320@pref.oita.lg.jp (平日8:30～17:15) 
8-10 6月3日追加	県内肥育農家の県内市場からの子牛導入に要する経費を助成します。 【補助額】 2万円/頭 【補助要件】 県内肥育農家が県内子牛市場から子牛(黒毛和種)を購入した場合 <u>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</u>	○畜産振興課 TEL : 097-506-3674 FAX : 097-506-1762 Email : a15450@pref.oita.lg.jp (平日8:30～17:15) 
8-11 6月3日追加	森林所有者が行う間伐や保育間伐に要する経費に対し上乘せ助成します。 【補助率】 ・間 伐 現状 68% → 上乘せ後 86% ・保育間伐 現状 86% → 上乘せ後100% 【対 象】 12月末までに申請される間伐・保育間伐事業 <u>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</u>	○森林整備室 TEL : 097-506-3882 FAX : 097-506-1766 Email : a16220@pref.oita.lg.jp (平日8:30～17:15) 
8-12 6月3日追加	養殖ヒラメ等について、次期種苗投入に要する経費を助成します。 【補助率】 ・種苗購入費 1/3 <u>※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。</u>	○水産振興課 TEL : 097-506-3953 FAX : 097-506-1768 Email : a16400@pref.oita.lg.jp (平日8:30～17:15) 
8-13 助成金 (農林水産業) 〈5-10の再掲〉	(持続化給付金) 新型コロナウイルス感染症拡大により、営業自粛等により特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を給付します。 【対象者】 売上が前年同月比50%以上減少する農林水産業等の個人・法人 【給付額】 前年総売上ー前年同月比△50%減月の売上×12ヶ月) ※法人200万円、個人100万円が上限額	○経済産業省 持続化給付金事業コールセンター TEL : 0120-115-570 受付: [5,6月]8:30～19:00 [7月]8:30～19:00 土・祝日除く [8月～]8:30～17:00 土・祝日除く

項目	事業内容	連絡先
8-14 助成金 (農林水産業) 〈5-11の再掲〉	(雇用調整助成金) 景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。 新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用主については、一定の要件を満たす場合は、休業手当全体の助成率を10/10となります。※1人1日上限額8,330円	○大分労働局 大分助成金センター TEL : 097-535-2100 (平日8:30~17:15)
8-15 6月3日追加	県産材を使用した住宅を建築する県民に対し、県産加工家具等の購入に利用できるポイント(1ポイント=1円換算)を交付します。 【対象住宅】県産乾燥材を10㎡以上使用し、令和3年2月末までに棟上げを完了する住宅 【交付数】30万~50万ポイント/棟(県産材使用量に応じて上乘せ) 【交換対象】県産材を使用した家具、県産農林水産物等 ※募集開始時期等の詳細は改めてご案内します。	○林産振興室 TEL : 097-506-3831 FAX : 097-506-1765 Email : a16060@pref.oita.lg.jp (平日8:30~17:15) 
8-16 掛け金・負担金の猶予 (農業)	収入保険(農業収入全体の減少に対する補償(病気や怪我、価格変動等も含む)) 【対象】保険料、積立金、付加保険料(事務費) 【内容】支払期限を保険期間を開始する日から起算し、11か月を経過する日を限度に延長	○大分県農業共済組合本所 TEL : 097-544-8110 FAX : 097-544-8242 (平日8:30~17:15)
8-17 掛け金・負担金の猶予 (農業)	農業共済(農作物・家畜・果樹等の品目ごとに、自然災害等による収穫量の減少による損失を補填する) 【対象】農作物共済、畑作物共済、果樹共済の共済掛金 【内容】支払期限について、品目ごとに、収穫期の1か月前までを限度に最長令和2年9月30日まで延長 【対象】家畜共済、園芸施設共済の共済掛金 【内容】支払期限を令和2年9月30日まで延長	○大分県農業共済組合本所 TEL : 097-544-8110 FAX : 097-544-8242 (平日8:30~17:15)
8-18 掛け金・負担金の猶予 (農業)	野菜価格安定対策事業(野菜指定産地、大分県内産地内の生産者が対象市場に出荷した際の価格(平均販売価格)が保証基準額を下回った場合に、その価格差を補給金として交付) 【対象】指定野菜、特定野菜、大分県野菜 【内容】負担金の納付猶予	○大分県園芸振興基金協会 TEL : 097-546-4278 (野菜) TEL : 097-544-0621 (果実) FAX : 097-543-1170 (平日8:30~17:00)
8-19 掛け金・負担金の猶予 (農業)	肉用牛肥育経営安定交付金[牛マルキン](肥育経営が悪化した場合、粗収益と生産費の差額の9割を補てん) 【対象】肉用牛肥育経営安定交付金(牛マルキン) 【内容】生産者負担金の納付猶予(国費分(3/4)の交付)	○大分県畜産協会 TEL : 097-545-6594 FAX : 097-554-4049 (平日9:00~17:00)
8-20 掛け金・負担金の猶予 (水産業)	漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」(漁業者の収入が減少した場合に、国と漁業者が拠出した積立金(国3:漁業者1)によって補てん) 【対象】漁業収入安定対策事業「積立ぶらす」 【内容】漁業者の自己積立金の仮払い 契約時の自己積立金の積立猶予	○全国合同漁業共済組合 (大分県事務所) TEL : 097-536-4528 FAX : 097-534-4178 (平日9:00~17:00)
8-21 農業雇用マッチング (農業)	農業経営体へ就農希望者を紹介します。 【対象】農業経営体への就職を希望する方 求人農業経営体 【内容】農業の職に関する求職者・求人者のマッチング	○大分県農業農村振興公社 TEL : 097-535-0400 FAX : 097-536-7223 (平日9:00~17:00)
8-22 外国人技能実習生等の再就職 (農林水産業)	新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難になった技能実習生等の再就職を支援します。 【支援対象】外国人技能実習生 【備考】在留資格は特定活動となり、期間は1年	○福岡出入国在留管理局 大分出張所 TEL : 097-536-5006 FAX : 097-536-5030 (平日9:00~12:00、13:00~16:00)

項目	事業内容	連絡先
8-23 外国人材の不足を補う代替人材による援農の掛かり増し経費を支援 6月3日追加	農業経営者等の代替人材が援農する際の掛かり増し経費（令和2年4～12月分）を支援します。 【支援対象】 経営体等 【補助率】 定額 【専用webサイト】 https://www.for-farmer.jp/ ※助成金の交付申請は、6月29日より開始となります。 	○全国農業会議所 TEL：0120-150-055 Email： info@for-farmer.jp （9:00～17:00） ※大分県農業会議（TEL:097-532-4385）、大分県新規就業・経営体支援課（TEL:097-506-3598）、各振興局にて相談を受け付けます。 
8-24 新規就業者の実践研修（農業）	（農の雇用事業） 【内容】 農業法人等が行う新規就業者の実践研修等を支援します。 【支援対象】 経営体 【補助率】 定額	○大分県農業会議 TEL：097-532-4385 FAX：097-532-4749 （平日9:00～17:00）

(その他の支援)

9. ボランティア活動に関すること

項 目	事 業 内 容	連 絡 先
9-1 地域の支え合い活動の継続支援	<p>子どもの見守り機能の維持や地域における高齢者等の社会的孤立の抑止のため、新型コロナウイルスの感染拡大によって休止又は縮小されている地域の支え合い活動を、集合型から訪問型へ変更するなど感染防止策を講じて継続しようとする団体に対して、その取組に要する経費を助成します。</p> <p>なお、これらの取組を行う団体等（従来から訪問型サービスを実施中の団体を含む）には、併せて布製マスクをお配りします。</p> <p>【補助対象団体】 以下に掲げる活動を運営する団体又はその代替サービスを実施する団体 ①子ども食堂 ②地域子育て支援拠点 ③高齢者サロン(月1回以上活動しているものに限る)</p> <p>【補助対象活動】 ①子ども食堂の場合 ・弁当配布による食事の提供、屋内ではなく屋外での食事の提供、一回の人数制限など3密防止を徹底した上で行う屋内での食事の提供 ②地域子育て支援拠点及び高齢者サロンの場合 ・訪問などによる相談支援、見守り等の実施 ※上記①②の代替サービスを含む</p> <p>【補助率】 10/10</p> <p>【補助上限額等】 ・補助上限額：400千円 ・補助対象経費：感染防止策を講じることにより生じるかかり増し経費</p>	<p>○福祉保健企画課 TEL：097-506-2611 FAX：067-506-1732 (平日8:30~17:15)</p> <p>【事前相談】 <子ども食堂> こども・家庭支援課 TEL：097-506-2703</p> <p><地域子育て支援拠点> こども未来課 TEL：097-506-2712</p> <p><高齢者サロン> 高齢者福祉課 TEL：097-506-2767</p>

(その他の支援)

10. 税、国民健康保険などに関すること

項目	事業内容	連絡先
10-1 県税における納税の猶予制度	<p>【徴収猶予の特例制度】 新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、最大1年間、県税の徴収の猶予を受けることができます。 ●担保の提供は不要です。延滞金は免除されます。 ●猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。 ●対象税目（主なもの） 【県税】法人県民税・事業税、個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割（新規登録に係るものを除く）など 【市町村税】個人県・市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税種別割、国民健康保険税など ※新規登録・移転登録に係る自動車税・軽自動車税環境性能割、狩猟税を除きます。</p> <p>「徴収猶予の特例」に該当しない場合も下記の既存の猶予制度が認められる場合があります。 ●徴収猶予 ●申請による換価の猶予</p>	<p>○別府県税事務所 TEL：0977-67-8211 FAX：0977-67-8216 ○大分県税事務所 TEL：097-506-5771 FAX：097-506-1815 ○佐伯納税事務所 TEL：0972-22-3021 FAX：0972-22-3049 ○豊後大野納税事務所 TEL：0974-22-7501 FAX：0974-22-7274 ○日田県税事務所 TEL：0973-22-4175 FAX：0973-22-4178 ○中津県税事務所 TEL：0979-22-2920 FAX：0979-24-3050 （平日8:30～17:15）</p> <p>※市町村税は、お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
10-2 自動車税・軽自動車税環境性能割の軽減措置	<p>自動車や軽自動車を購入したときにかかる自家用乗用車の環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期間を令和3年3月31日まで延長します。</p>	<p>大分県税事務所自動車税管理室 TEL：097-552-1121 FAX：097-552-1128 （平日8:30～17:15）</p>
10-3 固定資産税等の軽減措置	<p>厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度の償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準が、以下のとおり軽減されます。 ●令和2年2月～10月までの任意の3か月間の売上高を、前年の同期間と比較します。 ・30%以上50%未満減少している場合…2分の1 ・50%以上減少している場合…ゼロ</p>	<p>お住まいの市町村の税担当課へお問い合わせ下さい。</p>
10-4 その他の税制上の措置	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に係るその他の税制上の措置については、以下のホームページでご確認ください。</p> <p>●国税 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置 https://www.mof.go.jp/tax_policy/keizaitaisaku.html</p> <p>●地方税 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方税における対応について https://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/kinkyu02_000399.html</p>	<p>以下へお問い合わせ下さい。 ○国税 最寄りの税務署 ○県税 最寄りの県税事務所 ○市町村税 お住まいの市町村の税担当課</p>
10-5 国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対しては、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険の保険料（税）の減免や徴収猶予が認められる場合があります。</p>	<p>お住まいの市町村又は加入している国民健康保険組合にお問い合わせください。</p>

(その他の支援)

11. 電気・ガス・水道・通信料金に関すること

項目	事業内容	連絡先
11-1 電気・ガス・水道・通信料金	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、電気・ガス・水道料金・通信料金などの支払いに困難な事情がある方に対して、料金の支払いが猶予される場合があります。お困りの方はご相談ください。	ご契約されている各事業者、各市町村にお問い合わせください。